

技能実習計画認定申請・届出及び監理団体許可申請等における外国人技能実
習機構窓口への来訪について

当機構では、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言の発動を受け、
全事務所において在宅勤務を行うなど体制を縮小しております。

皆様におかれましては、以上の趣旨をご理解いただき、当機構窓口への来訪を
可能な限り控えていただきますとともに、やむを得ず窓口に来訪される場合は、
事前に対象事務所に電話連絡してから来訪いただきますよう御協力をお願いし
ます。

連絡先一覧はこちら (<https://www.otit.go.jp/map/>)